平成２６年（フ）第１３号
沖縄県石垣市字新川2373番地25　エメラルドアイル508
債務者　犬童　健之
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第２４２号
岩手県紫波郡紫波町桜町字中桜10番地　ベルチェリーＣ201、旧住所岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田75番地　レオパレスヴィヴレ103
債務者　藤島　友人
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２４３号
盛岡市上田３丁目６番37号　コーポ沼宮内Ｐ号、旧住所盛岡市本町通３丁目11番50―403号
債務者　逢坂　敏靖
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８３号
岐阜県恵那市大井町1153番地７
債務者　佐々木美保
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２３８号
奈良市西登美ヶ丘２丁目15番Ｄ―220号
債務者　近藤　直人
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５７号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西１―９―８、住民票上の住所福島県福島市北中央２丁目９番地　市住６―55
債務者　淺沼福太郎
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８号
奈良県生駒郡平群町大字若井25番地の35
債務者　下田　榮光
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５８号
愛知県豊橋市伝馬町106番地１　101
債務者　向笠　祥行
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１６２号
愛知県田原市東赤石１丁目59番地　コーラルフレグランス202号室
債務者　河合　幸代
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３４５８号
大阪府高槻市西真上１丁目24番７―207号
債務者　土井　澄江
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７７１号
大阪市北区豊崎５丁目４番２―1007号
債務者　馬場かおる
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７０号
大阪府枚方市津田西町１丁目30番４号
債務者　城戸　達也
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５号
北海道目梨郡羅臼町富士見町５番地
債務者　佐藤あさ子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後１時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第２５５号
北海道紋別郡西興部村字西興部33番地
債務者　井沼麻衣子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
釧路市武佐１丁目30番50号　武佐ハイツ102号室
債務者　西村　智一
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所